
「会社法制の現代化に関する要綱試案」に対する意見について

日証協・平15.12.24

本協会は、昨年12月24日、同10月29日に法務省より公表された「会社法制の現代化に関する要綱試案」に対する証券界の意見（以下「意見書」という。）を取りまとめ、法務省民事局参事官室に提出した。

本意見書では、市場仲介者としての立場から、証券市場に与える影響が大きいと思われる事項及び産業界の一員として積極的に意見を述べたほうがよいと思われる事項について意見を述べており、株式に関する事項については、端株制度を廃止する方向で端株制度と単元株制度を一本化する案に賛成であり、一本化の時期、方法等については株式実務に配慮していただきたい旨の意見等を述べている。また、社債に関する事項については、社債の銘柄統合は、市場関係者として大いに歓迎するものであり、早期に施行していただきたい旨の意見等を述べている。

本意見書の全文は以下のとおりである。

「会社法制の現代化に関する要綱試案」に対する意見

平成15年12月24日

日本証券業協会

第4部 株式会社・有限会社関係

第2 設立等関係

6 現物出資・財産引受け

(1) 検査役の調査を要しない場合

② 市場価格のある有価証券

(意見)

- ・ 検査役の調査を要しない有価証券の範囲を「取引所の相場のある有価証券」から「市場価格のある有価証券」に拡大するとの案に賛成である。
- ・ 「市場価格のある有価証券」の範囲について明らかにされたい。

○ その他

(意見)

- ・ 現物出資・財産引受けにおける現在の検査役調査の制度は、形式的な面が強く実効性に疑問がある一方、コストと時間がかかるため、廃止も含めて大幅な見直しを検討すべきではないか。

第3 株式・持分関係

1 株式等の譲渡制限制度

(3) 一部の種類の株式についての譲渡制限の定め

① 譲渡制限種類株式

(意見)

- ・ 一部の種類株式に譲渡制限を付けることに止まらず、譲渡制限株式を種類株の一類型と位置付けるべきではないか。

(理由等)

- ・ 公開会社における「安定株主」としての効用も期待できる。

2 市場取引等以外の方法による自己株式等の買受手続

(2) 特定の場合における手続の特例

(意見)

- ・ 市場価格のある株式を市場価格で特定の者から買受ける場合、公開会社における特定の者からの買受けの要件は普通決議とすべきである。

(理由等)

- ・ 現行の自社株買いの相対取得については、「市場価格」で「特別決議」となっており、要件が厳しすぎるためワークしない。

(意見)

- ・ 「5 自己株式の市場取引による売却」において、自己株式の貸借（貸出）を行うことができるよう手当てするとともに、貸し出した自己株式の返済を受けることができるよう、(1)の買受手続によらずに自己株式を取得することができる場合として、「貸し出した自己株式の返済を受ける場合」を加えるべきである。

4 子会社による親会社株式の取得

(意見)

- ・ 子会社の配当可能利益の範囲内であれば、自由に認めるべきである。
- ・ 子証券会社が親会社の株式の引受行為を行う場合も認めるべきである。

5 自己株式の市場取引による売却

(意見)

- ・ 新株発行類似の手続を経ずに、自己株式の処分を行うことができることとすることについては賛成である。
- ・ なお、その場合には、市場取引による売却以外も認めるべきである。特に、現在は事実上行うことができない自己株式の貸借（貸出）を行うことができるよう手当てすべきである。
- ・ 単元未満株主や端株主から買取った自己株式の売却など、取得事由や額を限定して認めるべきである。

(理由等)

- ・ 本措置を図る場合、不公正取引防止措置等、証券取引法の整備を図る必要がある。

9 端株・単元株

(意見)

- ・ 端株制度を廃止する方向で端株制度と単元株制度を一本化すると案に賛成である。なお、一本化の時期、方法等については、株式実務に十分配慮していただきたい。

(理由等)

- ・ 株券不発行制度への移行後も端株制度が残ることとなると、証券市場関係者におけるシステム開発負担等多大なコストが発生することとなる。

(意見)

- ・ また、端株・単元株の権利内容については、従来の旧来の単位株と同様、基本は自益権のみ、共益権は認めないものとしていただきたい。

(理由等)

- ・ 端株・単元株の権利内容に定款自治を認める実益は乏しいのではないかと。

1 1 基準日

(1) 基準日後の株主の議決権

(意見)

- ・ 賛成である。

(2) 新株主の配当起算日

(意見)

- ・ 賛成である（ただし、株主割当増資の場合も日割配当の概念を不要とすることでよいかについては、検討する必要があるのではないか。）。

(理由等)

- ・ 公開会社においては、実務上日割配当を行っておらず、また、流通市場における円滑な流通の阻害要因となる。

1 2 新株発行及び増資の手続

(3) 株式申込証の用紙

(意見)

- ・ 株式申込証の用紙を廃止することについて賛成である。
- ・ 併せて、公募債における社債申込証の廃止も検討すべきである。

(理由等)

- ・ 公募においては証券取引法上の目論見書が交付されることにより株式申込証は形骸化している。

(4) 新株発行の際の公告・通知

(意見)

- ・ 証取法に基づく届出書が開示されていれば、その開示の時期に拘らず、商法公告を不要とすべきである。
- ・ また、新株予約権付社債についても、株式と同様に、発行決議・法定公告において、具体的な価格でなく方法（ブックビルディング等）を公告すればよいこととすべきである。

(理由等)

- ・ 証取法上の届出書を組込方式又は参照方式で作成・提出した場合や、発行登録制度を利用した場合は届出から7日で効力が発生するが、本措置では依然として届出書提出から15日あけなければならない。
- ・ 法定公告を不要としても、証取法の開示が2週間前に必要となると、日程が短縮されずあまり意味がない。特に海外発行の場合は臨時報告書の提出のみでよいので、待機期間がなく、2週間空くこととなる。完全に不要とするのが無理であるとしても、1週間もあれば差し止めには十分である。
- ・ なお、「開示」には届出だけでなく臨時報告書の提出も含めるべきである。また、自己株式処分の手続が新株発行手続に類似するものであることを考慮すると、有価証券通知書の提出も含めるべきである。

第5 計算関係

1 剰余金の分配に係る規制

(意見)

- ・ 剰余金分配の一本化には賛成である。

(2) 現物配当

(意見)

- ・ 現物配当は普通決議で可能とすべきである。

2 資本・準備金

(6) 自己株式の処分差益の計算上の取扱い

(意見)

- ・ 自己株式の処分差益は配当可能利益とすべきである。

(理由等)

- ・ 自己株式の売却差益が配当可能利益にならないのであれば、自己株式の売却差損も税法と同様マイナスの準備金概念で処理する必要があると考える。

第6 社債・新株予約権関係

2 社債総則に関する規定の整理

(1) 社債の発行事項の決定

(意見)

- ・ 「打切発行を原則とする。」とされているが、社債発行総額については打切発行となり、個々の範囲の社債については全額払込を伴う必要があるのかどうか明らかにされたい。

3 社債管理会社

(1) 「約定権限」の行使

(意見)

- ・ 法定権限と同様に社債管理委託契約に基づく約定権限の行使を「社債の管理」に含めることに賛成である。

(理由等)

- ・ 社債管理会社設置債、特に新株予約権付社債においては、社債要項が複雑多岐に亘り、社債要項中、期限の利益喪失条項や行使価額の調整条項等の運用は社債管理会社の裁量に委ねられている部分が多いので、「社債ノ管理」に約定権限の行使を含めた場合、社債管理会社の権限強化としての側面が強く出すぎないようにしていただきたい。

(3) 社債管理会社の責任

② 社債管理会社の子会社等の行為

(意見)

- ・ 社債管理会社の子会社等であって社債発行会社に対する債権の回収を行う場合における他の社債権者との利益相反防止の趣旨については異論はない。ただし、「一定の要件・対象とする行為・責任の態様についてはなお検討する」とされている点について、社債管理会社自身の行為による責任が問われる場合に比して、必要以上に要件が厳しいものとならないようにしていただきたい。

4 社債権者集会

(2) 特別決議の成立要件

(意見)

- ・ b案に賛成である。

(理由等)

- ・ a案は、社債権者集会開催は容易にはなるが決議成立要件としては依然ハードルは高い。また、c案は、社債権者集会を2回開催することで費用と時間が負担となる。社債権者の積極的な議決権行使意欲は低いという実態からすれば、326条で不当な決議は排除されるであろうと考えられるため、定足数算定の分母に無記名社債を含まないb案の採用に賛成である。

5 一株に満たない端数の処理

(意見)

- ・ 賛成である。
- ・ なお、平成14年4月以降、国内転換社債型新株予約権付社債もエクイティ外債と同様、1株未満の端数切捨てとなっているため、本改正が行われた場合には、既発行の当該銘柄について、救済措置(社債権者集会の開催不要で現金償還を認める等)を図るべきである。

(意見)

- ・ 「社債の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込むべき価額が同額でなければならない」旨の規定を廃止したとしても、「新株予約権の行使の条件、社債の利率等のいかんによっては、新株予約権の発行価額を無償としても有利発行にあたらな場合がある」という根拠に基づき、転換社債型新株予約権付社債について、新株予約権の発行価額を無償として発行している現行実務に影響がないか明らかにされたい。

(理由等)

- ・ 補足説明の「社債の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込むべき価額とが同額であることを要するとの規制は経済実体と乖離しており、合理性に乏しい」旨の指摘の内容が明らかでないため、「社債の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込むべき価額が同額でなければならない」旨の規定を廃止したとしても転換社債型新株予約権付社債に関する上記現行実務に影響が生じない旨を確認したい。

6 強制転換条項付新株予約権付社債

(意見)

- ・ 賛成である。

7 組織再編行為に際しての新株予約権等の承継等

(1) 承継の手続

(意見)

- ・ 賛成である。

(2) 株式交換・株式移転の際の新株予約権付社債の承継

(意見)

- ・ 賛成である。ただし、新株予約権付社債を承継する完全親会社となる会社において債権者保護手続は不要である。

8 新株予約権付社債の譲渡等

(意見)

- ・ 実質的な記名式ではなく、記名式そのものを認めるべきである。

(理由等)

- ・ 米国で販売する場合には税制上の問題で記名式にする必要がある。

9 社債の銘柄統合

(意見)

- ・ 市場関係者として大いに歓迎するものであり、本改正について早期に施行していただきたい。

(理由等)

- ・ 銘柄統合は、社債の流通性向上に資する一つの方策であり、流通性が高まれば発行体・投資家共にメリットがあり社債市場が活性化される。

(意見)

- ・ 併せて、以下の措置を図るべきである。

① 統合後の上限について

銘柄統合の対象となる社債については、あらかじめ統合後の上限金額を社債契約で定めることとされているが、上限金額の規定については設けないこととすべきである。

(理由等)

- ・ 社債の発行ロットについては、将来の金利動向・マーケット状況等のマクロ予想及び発行会社の資金計画等を総合的に勘案して定める必要があり、現実的には、発行時に将来の統合後の具体的金額を想定することは容易ではなく、実務上、実効性がない数字を規定するだけに終わる恐れがある。
- ・ 法制度により上限が規制された場合、銘柄統合の規模を規制することにもつながることから、銘柄統合の実効性がなくなるおそれがある。

- ・ 証券取引法上、社債とともに有価証券の一つである株式については、取締役会の決議のみで追加発行が可能であることとの整合性。
- ・ 実務面での上限の管理方法の点等から、あらかじめ上限金額を規定しておく根拠は乏しいものと考えられる。

② 発行決議について

銘柄統合の際の発行会社における決議については、通常の社債発行に関する決議と同様に代表取締役委任される等の措置を図るべきである。

(理由等)

- ・ 今回の改正において、通常の社債発行における個々の具体的な額や時期等の決定が代表取締役委任されるのであれば、銘柄統合についても同様の措置を図るべきである。

③ 既発債について

施行日において、既に追加発行社債を統合できる旨を明示して発行された社債については、社債権者集会の決議を経ないでも銘柄統合可能となるような措置を図るべきである。

第7 組織再編関係

1 対価柔軟化

(意見)

- ・ 賛成である。

3 略式組織再編行為

(意見)

- ・ 議決権の9割以上を要件とするのは厳しすぎるので、2/3以上とするべきである。

4 効力発生

(意見)

- ・ 賛成である。なお、新設合併、新設分割についても、同様の措置を図ることが望ましい。

以 上